

事例 6

中途退学への対応

- 【KEY WORD】 児童生徒理解
 教育相談の基本的な考え方と活動の体制

学校・教師の状況

- A教諭は、高校第1学年のホームルーム担任である。
- 本校は、例年、大学や専門学校への進学希望と就職希望の生徒が半数程度ずつ在籍する学校である。

事例の概要

心配のない生徒

- 4月上旬、A教諭は、クラスの生徒に対して、身だしなみや時間を守ることなど、校内規律に関して毅然と指導していた。また、A教諭は、生徒とは一定の距離をおいた方が生徒指導をしやすいと考え、授業以外は必要以上に生徒との関わりをもたないようにしていた。
- 5月中旬、A教諭は、学年で計画した個人面談週間において、クラスの生徒全員と面談を行った。
- 生徒Bは、高校入学後の学力テストの結果がクラス上位であったが、面談では「特に将来の目標はない」と話していた。
- A教諭は、面談の状況から、生徒Bは成績がよく、部活動にも真面目に参加し、特に悩みを抱えている様子が見られず、心配のない生徒と判断した。

学習面、生活面での変化

- 8月下旬、生徒Bは、所属していた部活動を退部した。A教諭は生徒Bに理由を聞いたところ、「成績が下がり始めたから」と話したので、学習面でのアドバイスをした。
- 9月上旬、生徒Bは日常の生活において、覇気が感じられず、次第に投げやりな態度が見られるようになったため、A教諭はたびたび注意するようになった。生徒Bは、A教諭の注意を比較的素直に聞き入れたため、A教諭は生徒Bの生活面の変化をそれほど心配しなかった。

- 中途退学に至る予兆の早期発見・対応
- 学校と家庭、地域との連携・協働

「俺、学校やめるから」

- 12月初旬、生徒Bは、後期中間考査で、全ての教科の解答用紙を白紙で提出した。中間考査後、教諭Aは、直ちに生徒Bから話を聞いたところ、生徒Bは、「全教科0点でもいいんだ」「俺、学校やめるから」と話した。

- A教諭は、「高校をやめてどうするのか」と尋ねたところ、生徒Bは、「通信制の高校に入り直して、大学進学を目指す」と答えた。また、「学校をやめることは、母親はもちろん、誰にも相談しないで一人で決めた」と話した。

学校を続けるよう説得

- その日の夜、A教諭は、生徒Bの保護者に電話連絡をした。生徒Bの保護者は「これまでの家での様子からも、子どもが学校をやめたいと考えていることには気付かなかった。子どもには学校を退学してほしくない」と話した。保護者の話を聞いたA教諭は、生徒Bに学校を続けるよう説得し続けた。
- 1月下旬、生徒Bは学校を退学した。後日、A教諭は、生徒Bの保護者から、「退学の理由はよくわからない」「通信制高校に出願の手続きをしたが、卒業まで通い続けられるのか分からないし、親として不安が大きい」と話を聞いた。

A教諭は、どのように対応すると、よかったですか。



児童生徒理解の観点

- ① A教諭は、生徒とは一定の距離をおいた方が生徒指導をしやすと考え、授業以外は必要以上に生徒との関わりをもたないようにしていた。
- ② 8月下旬、生徒Bは、所属していた部活動を退部した。A教諭は生徒Bに理由を聞いたところ、「成績が下がり始めたから」と話したので、学習面でのアドバイスをした。

考察の例

児童生徒理解は、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解することが重要であり、日頃のきめ細かい観察が児童生徒への指導につながります。

面談等において生徒の気になる様子を把握した場合、教職員の個人的判断に委ねず、他の教員と情報を共有し、「生活の問題」「学業の問題」「進路の問題」などの観点から、生徒の様子を観察していくことが大切です。

KEY WORD

児童生徒理解
(P.23)

中途退学に至る
予兆の早期発見
・対応
(P.215)

組織的な対応の観点

- ① 9月上旬、生徒Bは日常の生活において、覇気が感じられず、次第に投げやりな態度が見られるようになったため、A教諭はたびたび注意するようになった。生徒Bは、A教諭の注意を比較的素直に聞き入れたため、A教諭は生徒Bの生活面の変化をそれほど心配しなかった。
- ② その日の夜、A教諭は、生徒Bの保護者に電話連絡をした。生徒Bの保護者は「これまでの家での様子からも、子どもが学校をやめたいと考えていることには気付かなかった。子どもには学校を退学してほしくない」と話した。

考察の例

学年主任や生徒指導主事等に状況を報告し、チームで情報収集や教育相談等による丁寧な聴き取りを行うことが大切です。また、情報収集によるアセスメントに基づき、管理職の指揮監督の下にあるチームで対応方針を決定します。

情報収集の段階で、生徒Bの保護者に学校での生徒Bの状況を説明し、家庭での様子などを聴き取ることも必要です。また、学校で決定した対応方針について保護者に説明し、共通理解を図るとともに、家庭での支援をお願いするなど、連携を図ることが大切です。

教育相談の基本的な考え方と活動の体制
(P.80)

学校と家庭、地域との連携・協働
(P.108)

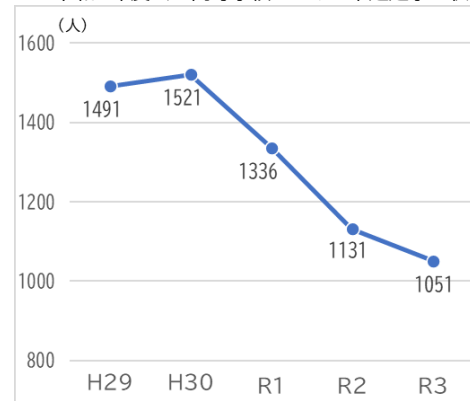
理解を深めるために

■ 中途退学に係る留意点 (P.209)

高校における中途退学者の数は年々減少傾向にあります。中途退学には積極的な進路変更など前向きな理由によるものもありますが、一方で、生活、学業、進路に関する複合した問題の結果として中途退学に至ることもあります。中途退学を余儀なくされる状態を未然に防ぐためには、生徒指導、キャリア教育・進路指導が連携し、小・中学校の段階も含め、生活、学業、進路のそれぞれの側面から社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けるように働きかけることが大切です。

また、高校入学後の早い時期から、中学校から引き継いだ「キャリア・パスポート」などを活用して、教職員全体で情報を共有し、きめ細かな指導を行うことが必要です。

□ 令和3年度公立高等学校における中途退学の状況



(参考) 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(北海道)

事例 7

不登校への対応

- 【KEY WORD】 SOSを出すことの大切さ 教育相談体制の充実
 児童生徒理解・支援シート

学校・教師 の状況

- A教諭は、小学校第6学年の学級担任である。
- 本校は、毎月末、学年会を実施し、各クラスの状況、生徒指導に関する情報を共有している。生徒指導上の課題は、学年の担当教員が児童指導部に報告している。

- 翌週、A教諭は、教育相談週間の機会を利用し、児童Cと面談した。

- 児童Cに、最近の学校の様子や人間関係について聞くと、児童Bの名前は出さなかったが、「自分のことを、誤解している人がいる」と強い口調で話をした。
A教諭は、児童Cが児童Bとの関係について話をしていると思い、「自分の考えを押しつけては、相手も迷惑するよ」と助言した。

事例の概要

「もう、遊ぶのはやめたい」

- 8月下旬、A教諭は、児童Bと児童Cの仲が悪くなっていることについて、友人である児童Dと児童Eから、次の相談を受けた。
 - ・実は、児童Bは児童Cとトラブルになりかけている。私たちは児童B、児童Cと4人で一緒に話をしたり、遊んだりしていたが、最近、児童Bが「もう、児童Cと遊ぶのはやめたい」と言っている。
 - ・時々、児童Cは児童Bの考えを聞かずに自分の思いを優先させて行動することがある。児童Bは、自分勝手に行動する児童Cを許せないことがあるらしい。
 - ・私たちは、これからも4人で楽しい学校生活を送りたいから、児童Bのことを考えて、児童Cの考えや行動を変えていきたい。しかし、私たち2人だけで変えることができるか不安なので、先生から児童Cに指導してもらえないだろうか。
- A教諭は、児童Bと児童Cから直接話を聞いたほうがよいと判断し、面談を行うことにした。

「誤解している人がいる」

- 翌日、A教諭は、まず、児童Bと個人面談を行い、児童Cとの状況や思いを聞いた。
- 児童Bは「児童Cは自分勝手な言動が多い。ただ、本人の前で面と向かって言うことは難しいし、話したいと思わない」とA教諭に話した。

- 面談の翌日、児童Cは、A教諭の助言の意味がよく分からなかったため、改めて、A教諭に「昨日、どうして先生があのようなことを言ったのか、私にはわかりません。なぜ、私のことを誤解している人をかばう言い方をするのですか」と強く言い寄った。
A教諭は、児童B、児童D、児童Eとの約束があったので、はっきりと理由を言えず、「自分の行動は、自分で振り返ることが大切だ」と話した。

児童は不登校傾向になった

- その後、2週間程度の期間、児童Cは、元気がなかった。
A教諭は、児童Cは児童Bとの関係で悩んでいると思ったが、クラス内で目立ったトラブルもなかったため、しばらくの間、様子を見ることにしていた。
- 児童Cは9月初旬から学校を休むことが多くなった。A教諭は、学年会で、家庭訪問をしても児童Cと話ができないことや、不登校傾向にあることを報告した。

A教諭は、どのように対応すると、よかったですでしょうか。



児童生徒理解の観点

- ① 8月下旬、A教諭は、児童Bと児童Cの仲が悪くなっていることについて、友人である児童Dと児童Eから、次の相談を受けた。
- ② A教諭は、児童Bと児童Cから直接話を聞いたほうがよいと判断し、面談を行うことにした。

考察の例

悩みが生じたときにすぐに話を聞いてもらえるような、気軽に相談できる体制をつくることは、児童生徒の安心感につながります。

悩みをもつことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す・聞いてもらう（言語化する）ことの重要性を伝えるための取組を行うことも有効です。

KEY WORD

SOSを出すことの大切さ
(P.230)

組織的な対応の観点

- ① その後、2週間程度の期間、児童Cは、元気がなかった。
A教諭は、児童Cは児童Bとの関係で悩んでいると思ったが、クラス内で目立ったトラブルもなかったので、しばらくの間、様子を見ることにしていた。
- ② 児童Cは9月初旬から学校を休むことが多くなった。A教諭は、学年会で、家庭訪問をしても児童Cと話ができないことや、不登校傾向にあることを報告した。

考察の例

教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢をもち、学校全体でチームとしての指導・援助を行う体制の充実を図ることが肝要です。校内での支援では、必要に応じてSCやSSWも加えた多職種によるネットワークを構築し、教育相談体制が組織的に機能するようにすることが求められます。

教育相談体制の充実
(P.226)

校内で情報を共有し、共通理解の下で支援に当たるための一つの方法として、「児童生徒理解・支援シート」を活用し、不登校児童生徒についての個別の支援策を作成することが挙げられます。

児童生徒理解・支援シート
(P.226)

※本事例については、不登校への対応について記載していますが、児童B及び児童C両名の被害性に着目し、いじめに該当する場合は、いじめ問題の対応が必要です。なお、当該児童が、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、重大事態として対応する必要があります。

理解を深めるために

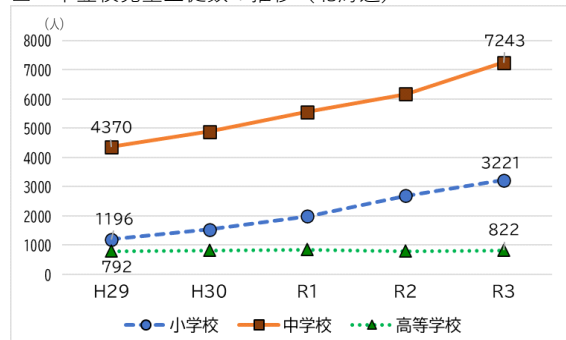
■ 不登校対策としての課題未然防止教育 (P.230)

悩みが生じたときにすぐに話を聞いてもらえるような、気軽に相談できる体制をつくることは、児童生徒の安心感につながります。ところが、悩みがあることは「恥ずかしいこと」と思い込み、人に相談することを否定的に捉える児童生徒も見られます。

悩みをもつことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す・聞いてもらう（言語化する）ことの重要性を伝えるための取組として、児童生徒が自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出す方法を身に付けるための教育を推進することが大切です。

また、児童生徒が発するSOSを受けとめるため、教職員が、児童生徒の状況を多面的に把握するための研修等を行うなど、教職員の意識改革を目指すことが求められます。

□ 不登校児童生徒数の推移（北海道）



(参考) 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（北海道）

事例 8

インターネットに関わる問題への対応

- 【KEY WORD】 児童生徒理解 インターネット問題の早期発見
 インターネット問題への適切かつ迅速な対処 学校と家庭、地域との連携・協働

学校・教師の状況

- A教諭(若手)は、小学校第5学年の学級担任である。
- 本校は、毎学期末、生徒指導交流会を実施し、各学級の状況や生徒指導に関する情報を共有している。

- 児童Bは、「夏休み中、グループチャットをしていたが、なぜか嫌われてしまったようです。でも、自分で解決するので大丈夫です」と笑って答えた。
- A教諭は、「児童Bなら、自分で解決することができるだろう」と考え、しばらく様子を見ることにした。

事例の概要

誰も返事をくれなくなった

- 4月、第5学年ではクラス替えが行われた。児童Bは、明るく活発で、新しいクラスメイトにも物怖じせず、自分の考えを積極的に伝えるなど、クラスのムードメーカー的な存在であった。
- 5月、児童Bは、仲のよいクラスメイト数人とSNSのグループチャットを始めた。
- 夏季休業中のある日、グループチャットでいつもどおり会話をしていた児童Bは、グループ内にいる児童Cからもらったぬいぐるみの写真を投稿した。児童Bはそのぬいぐるみをとても気に入っていたため、続けて「このぬいぐるみ、児童Cにももらった」「かわいくない」と、メッセージを投稿した。
- 児童Bは、グループの仲間がどのようなメッセージを送ってくれるのか楽しみに待っていたが、児童Bのメッセージを最後にグループ内の他の投稿がピタリと止まった。
これ以降、児童Bがメッセージを投稿しても、誰も返事をくれなくなった。

「自分で解決するので大丈夫です」

- 8月下旬、児童Bは、グループチャット仲間のクラスメイトに話しかけたが、クラスメイトは返事をすることもなく、児童Bから離れてコソコソと話をするようになった。
- 9月上旬、A教諭は、児童Bが一人で行動することが多くなったことに違和感を感じ、児童Bに「児童Cや児童Dたちとトラブルでもあったのか」と尋ねた。

児童Bは不登校になった

- 9月中旬から、児童Bは学校を休むようになった。
- A教諭が児童Bの家庭に電話をすると、保護者から「娘は、児童C、Dたちから仲間外れにされて悩んでいた」「先生が、いつも『困難に負けないことが大切』と言うので、娘は先生に相談できない。自分で解決するしかないと言っている」と言われ、児童Bと話ができなかった。
- 後日、A教諭は、児童Cや児童Dに、児童Bの状況を説明した上で、仲間外れにした理由を聞いたところ、児童Cは「私がプレゼントしたぬいぐるみを、児童Bは『かわいくない』と投稿したから」と答えた。
- 放課後、A教諭は児童Bの家庭を訪問しグループチャットの内容を確認したところ、児童Bのメッセージには「かわいくない」の後に「？」マークが付いていなかった。A教諭は、児童Cが悪口を言われたと勘違いしたと考えた。

- その後、児童Cたちは、児童Bを除いたメンバーでグループをつくり、その中で、児童Bの悪口を書き込んでいたことがわかった。

A教諭は、どのように対応すると、よかったですでしょうか。



児童生徒理解の観点

- ① A教諭は、いつも「困難に負けないことが大切」ということについて児童に話していた。
- ② 児童Bは、「夏休み中、グループチャットをしていたが、なぜか嫌われてしまったようです。でも、自分で解決するので大丈夫です」と笑って答えた。

考察の例

児童Bはいじめ被害を受けても困難に負けないよう、我慢し続けなくてはならないと誤解した可能性があります。教職員の言動は児童生徒に大きな影響力をもつという認識の下、児童生徒理解に基づく指導・支援を行うことが大切です。

児童生徒は、「相談することで問題が大きくなるかもしれない」と不安になり、教職員に相談しないこともあるため、児童生徒が日常の些細な困難や悩み事を気軽に教職員等に相談できる信頼関係を築くことが大切です。また、教職員は「インターネットの問題は、トラブルが発生すると完全に解決することが極めて難しい」という認識の下、早期に対応することが必要です。

KEY WORD

児童生徒理解
(P.23)

インターネット問題の早期発見
(P.248)

組織的な対応の観点

- ① A教諭は、「児童Bなら、自分で解決することができるだろう」と考え、しばらく様子を見ることにした。
- ② 保護者から「娘は、児童C、Dたちから仲間外れにされて悩んでいた」「先生が、いつも『困難に負けないことが大切』と言うので、娘は先生に相談できない。自分で解決するしかないと言っている」と言われ、児童Bと話すことができなかった。

考察の例

問題を把握した場合、当該児童生徒の被害拡大を防ぐことを最優先します。インターネット上の情報は拡散性が強いので、すぐに生徒指導主事等に報告し、生徒指導部会等の組織を中心に、事実確認や対応方針を決める必要があります。

学校は、児童Bや保護者に、確認した事実や対応方針を説明するなど、一緒に解決していく姿勢を示す必要があります。また、事後の取組状況や児童Bの様子等を保護者に伝えるなどして、信頼関係を築いていくことが大切です。

インターネット問題への適切かつ迅速な対処
(P.249)

学校と家庭、地域との連携・協働
(P.108)

※本事例については、インターネットに関わる問題への対応について記載していますが、当該児童の被害性に着目し、いじめに該当する場合は、いじめ問題の対応が必要です。なお、当該児童が、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、重大事態として対応する必要があります。

理解を深めるために

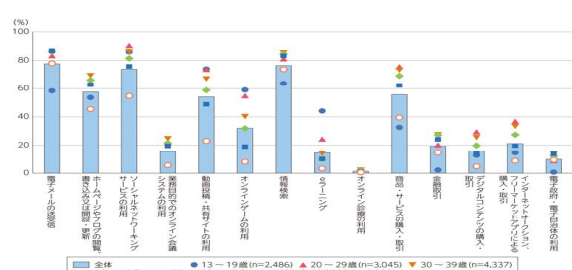
■ インターネット問題の未然防止 (P.247)

各学校では、情報モラル教育などを通して、未然防止の取組を講じることが重要です。特定の教科等の指導ではなく、教育課程全体（家庭科・技術家庭科、道徳科、特別活動等）を横断して未然防止に取り組む必要があります。

SNS等で学校外の不特定多数を巻き込んでいる事案、法に触れている事案など、学校内だけでは解決が難しい場合もあります。

児童生徒自身が、インターネットが広く社会全体につながり、リアル社会と同じように法律で制御されていることをしっかりと把握するとともに、法的制裁の対象になっていないことであっても、道義的に許されないこともあるため、ネット利用上のマナーについても理解することが必要です。

□ 年齢階層別インターネット利用の目的・用途（複数回答）（2020年）



（出典）総務省「通信利用動向調査」

事例 9

性的被害への対応

【KEY WORD】 早期発見と早期対応の基本 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援の実際
 迅速な早期対応 性的被害者への対応と心身のケア

学校・教師の状況

- A教諭は、高校第3学年のホームルーム担任である。
- 本校は、学期に1回、生徒指導事例研修会を開催し、生徒指導について問題と思う事例を共有し、解決策を検討している。

事例の概要

拡散されてしまったら

- 10月下旬、HR担任のA教諭は、生徒Bに、「表情が優れないけど、何かあったのか」と声をかけた。
生徒Bは「特に何もありません」と返事をしたが、翌日も生徒Bは暗い表情をしていたため、A教諭はしばらく生徒Bの様子を観察することにした。
- 11月上旬の放課後、A教諭が教室に行くと、泣いている生徒Bと友人の生徒Cがいた。生徒Bは泣きながら「何でもない、先生には関係ない」と言ったが、友人の生徒Cに促され、次のことを話した。
 - ・生徒Dと交際をしていたが、別れることになった。
 - ・別れ話の最後に、生徒Dから、「別れるというなら、俺はお前（生徒B）から送ってもらった画像をどうするか分からないからな」と吐き捨てるように言われた。
 - ・「もし、生徒Dが私の画像を拡散してしまったらどうなるのだろう」と考える怖い。

誰にも言わないで

- 生徒Cは、「はっきり言うけど、生徒Dがやっていることは犯罪だよ」「警察に相談した方がいいよ」とアドバイスをしていた。
- A教諭は、生徒Bに「先生が、生徒Dに画像を消すよう指導する」「先生も生徒Bに協力する」と話した。
しかし、生徒Bは、「生徒Dを刺激して、これ以上関係が悪くなると、私は不安で学校に来られなくなる」「先生には悩みを打ち明けたが、画像を拡散された

くないから、生徒Dを指導しないでほしい」「このことは、他の先生にも、私の親にも絶対に言わないでほしい」と話した。

- 生徒Cは、「親に知られたくないのは、わかるけど、このままじゃ、解決しないよ。先生、助けてあげられないかな」と、A教諭に話した。

なぜ教えてくれなかったのか

- 11月中旬、母親は、生徒Bが、自宅の部屋で泣きながら取り乱しているところを見つけた。生徒Bは、母親に「どうしていいか、わからない」「(画像を)取り返したい」と何度も泣き叫んだ。
- 翌日、母親は、学校を訪れ、A教諭に生徒Bの欠席を伝えるとともに、昨日の家での様子について報告した。
教諭Aは、母親に「これまで、生徒Bから口止めされていたが、生徒Bが、生徒Dとの関係について悩んでいたことを知っていた」と話をした。
- 母親は、A教諭に「なぜ教えてくれなかったのか」「早く対応していれば、こんなことにならなかった」と詰め寄った。
また、母親は、A教諭に生徒Dの保護者に抗議することや、場合によっては警察に被害届を提出することを話した。
- A教諭は、学年主任に、本事案及び母親の訴えについて報告した。
学年主任は、生徒Dへの指導について教頭に報告し、警察との連携や生徒Bに対して専門家によるカウンセリングが必要だと考えた。

A教諭は、どのように対応すると、よかったですでしょうか。



児童生徒理解の観点

- ① 生徒Bは「特に何也没有ありません」と返事をしたが、翌日も生徒Bは暗い表情をしていたため、A教諭はしばらく生徒Bの様子を観察することにした。
- ② 生徒Bは、「生徒Dを刺激して、これ以上関係が悪くなると、私は不安で学校に来られなくなる」「先生には悩みを打ち明けたが、画像を拡散されたくないから、生徒Dを指導しないでほしい」「このことは、他の先生にも、私の親にも絶対に言わないでほしい」と話した。

考察の例

問題や心配事を抱えた児童生徒は、SOSのサインを発することから、生徒Bの状況について養護教諭や他の教職員と情報を共有し、声かけや面談等を行うとともに、保護者に家庭での様子を聴くなどして、情報収集することが大切です。

生徒Bから「言わないでほしい」という要望があったとしても、生徒Bの安全を確保するために、管理職に報告し対応を検討することや、保護者等と連携することを伝えるとともに、「全教職員で生徒Bを絶対を守る」という意志を示すことが大切です。また、いじめの疑いを把握した場合は、いじめ対策組織に報告することが必要です。

KEY WORD

早期発見と早期対応の基本
(P.257)

生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援の実際
(P.89)

組織的な対応の観点

- ① 11月中旬、母親は、生徒Bが、自宅の部屋で泣きながら取り乱しているところを見つけた。生徒Bは、母親に「どうしていいか、わからない」「(画像を)取り返したい」と何度も泣き叫んだ。
- ② 母親は、A教諭に「なぜ教えてくれなかったのか」「早く対応していれば、こんなことにならなかった」と詰め寄った。

考察の例

本事案について学校が把握した段階で、事実確認を行い管理職と生徒指導部等で対応方針を決定するとともに、保護者に説明し理解と協力を得た上で、生徒Bの安全確保を第一に優先した迅速な対応をすることが重要です。

加害生徒のスマートフォン等に画像が保存されている場合は、安易に画像を削除するような指導は行わず、拡散を防止するため、警察と連携して対応することが必要です。

性的被害は、被害者の心身に及ぼす影響が大きいため、被害に遭った児童生徒に対しては、誤った指導を行うことで二次的な問題が生じないように最大限の配慮が求められます。そのため、早期に専門家に相談した上で、養護教諭、学級・ホームルーム担任、学校医、SCやSSWなどが連携して援助するとともに、関係機関や医療機関などと連携して対応に当たることが大切です。

迅速な早期対応
(P.129)

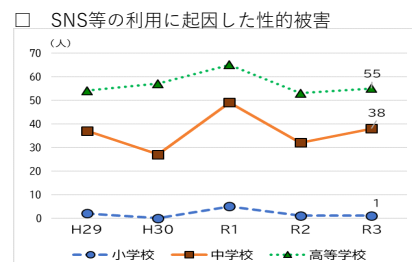
性的被害者への対応と心身のケア
(P.261)

理解を深めるために

■ 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止教育の展開（P.259）

未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施します。

令和3年に国が作成した、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きでは、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手を尊重する態度などを、発達段階に応じて身に付けることを目標としています。



(参考) 令和3年の少年非行 (北海道警察本部生活安全部少年課)

事例10

性の多様性への対応

- 【KEY WORD】 「性的マイノリティ」に関する理解
 情報共有とプライバシーの配慮

- 相談しやすい環境づくり
 生徒及び保護者との連携

学校・教師の状況

- A教諭は、中学校第3学年学級担任である。
- 本校は、「性の多様性」については、これまでは、保健体育科の授業で扱う程度であり、今年度は、外部講師を招いて校内研修を実施する予定である。

- A教諭は、生徒Bの様子が気になり、学年部会において、教育相談での生徒Bの発言や、修学旅行の話し合いに参加していないことなど、これまでの状況について相談したところ、F教諭が、養護教諭との面談を提案し、後日、実施することとなった。

事例の概要

グループ行動

- 中学校入学してから、生徒Bは、仲のよい生徒C・D・Eと4人グループで行動することが多かった。
- 6月末の定期教育相談において、生徒Bは、「グループの友達とトイレに行ったり、更衣室で一緒に着替えたりすることが嫌だ」とA教諭に相談した。
A教諭は、グループ内での人間関係がうまくいっていないと考え、「友達とうまくいっていないのか」と聞いたが、生徒Bは「関係はよい。これは自分の問題」と話した。
- A教諭は生徒Bの話が気になったため、生徒Bと仲のよい生徒C・D・Eとの教育相談の際、生徒Bが何か悩みを抱えていないか確認した。
生徒C・D・Eは、「生徒Bが悩みを抱えているようには見えない」「グループ内でもトラブルはない」と話した。
- A教諭は、グループ内でのいじめを心配し、再度、生徒Bとの面談を行い、トラブルの有無を確認したが、生徒Bが「トラブルはない」と話したため、しばらくの間、観察を続けることにした。

修学旅行に向けた話し合い

- 9月、学校では修学旅行に向けて、部屋割りやグループでの自主研修の計画等について話し合うようになったが、生徒Bは体調不良を理由に話し合いに参加せず、保健室で休むことが多くなった。

秘匿

- 養護教諭との面談において、生徒Bは、「修学旅行には行きたくない」「友達と同じ部屋で過ごしたり、お風呂に入ったりすることはできない」「これ以上は先生にも話したくない」と話した。
- 養護教諭は、生徒Bの悩みは友人間のトラブルではなく、違うことにあると考え、教頭、A教諭に面談の結果を報告した。
また、生徒Bの保護者に状況を伝えたと上で、SCとの面談を実施することを提案した。
- 生徒Bは、SCとの面談において、「私は、自分の性を受け入れられず悩んでいる」「友達と同じ部屋で一緒に寝たり、お風呂に入ったりすることに抵抗がある」「今は、このことを友達に知られたくない」と話した。
SCは、知られたくないことを話してくれたことに感謝の言葉をかけるとともに、今後、安心して学校生活を送ることができるよう、保護者と養護教諭に説明することについて了承を得た。
- SCから説明を受けた養護教諭は、管理職に報告し、校長は、A教諭、養護教諭と生徒指導主事、学年主任を中心に、生徒Bとその保護者の要望を踏まえ、学校生活や修学旅行の参加方法等について検討するよう指示した。

生徒の悩みをどのように受け止めるとよいのでしょうか。



児童生徒理解の観点

- ① 6月末の定期教育相談において、生徒Bは、「グループの友達とトイレに行ったり、更衣室で一緒に着替えたりすることが嫌だ」とA教諭に相談した。
- ② 生徒Bは、SCとの面談において、「私は、自分の性を受け入れられず悩んでいる」「同性の友達と同じ部屋で一緒に寝たり、お風呂に入ったりにすることに抵抗がある」「今は、このことを友達に知られたくない」と話した。

考察の例

学校においては、教職員が校内研修等において、「性的マイノリティ」に関する理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目の裏に潜む可能性を想像できる人権感覚を身に付けていくことが大切です。

「性的マイノリティ」とされる児童生徒には、自身の状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校では日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが大切です。

KEY WORD

「性的マイノリティ」に関する理解
(P.264)

相談しやすい環境づくり
(P.265)

組織的な対応の観点

- ① A教諭は、学年部会において、これまでの状況について相談したところ、F教諭が、養護教諭との面談を提案し、後日、実施することとなった。
- ② 校長は、A教諭、養護教諭と生徒指導主事、学年主任を中心に、生徒Bとその保護者の要望を踏まえ、学校生活や修学旅行の参加方法等について検討するよう指示した。

考察の例

当該児童生徒の支援は、最初に相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が可能な限り秘匿しておきたい場合があることなどに留意が必要です。

当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明し、理解を得るとともに、緊密に連携しながら支援を進めることが必要です。また、学校として先入観をもち、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが大切です。

情報共有とプライバシーの配慮
(P.265)

生徒及び保護者との連携
(P.266)

※本事例については、性的マイノリティへの対応について記載していますが、グループ内でのいじめが疑われる場合は、当該生徒の被害性に着目し、いじめ問題として対応する必要があります。

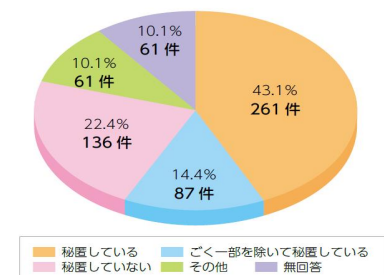
理解を深めるために

■ 性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例 (P.266)

学校生活での各場面における支援として、次のような取組が、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考になります。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	標準より長い髪形を一定の範囲で認める (戸籍上男性)。
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

□ 他の児童生徒や保護者に対する取扱 (秘匿の状況)



(出典) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け) (文部科学省)